

子どものオンラインゲーム～有料アイテムの購入～

【相談事例】

クレジット会社から利用した覚えのない請求があったので、問い合わせたところ、ゲーム会社からの請求であることが分かった。

子どもに聞いたところ、私の財布からクレジットカードを見つけ、カード番号を入力しゲームに課金をしていたが分かった。

子どもがしたことなのに支払う必要があるのか。

【市民の方へのアドバイス】

オンラインゲームの利用者が未成年の場合、ゲーム会社に未成年契約での取り消しを求めることになります。

利用したゲームの種類や利用期間によっては、取り消しを認めない事業者もあります。

ゲーム会社と交渉している間は、支払いを止めてもらえないかクレジット会社へ依頼しますが、支払いを停止するかの判断は、クレジット会社で行います。

クレジットカードの規約では、利用者の管理責任が義務づけられています。

ゲームやネット利用については、家族でしっかり話し合しましょう。

合志市消費生活センター

電話番号：096-248-5442

相談受付時間：10時～16時 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）

時間外の場合は、「188（消費者ホットライン）」にお願いいたします。